

知多市における土壤汚染について

知多市が、旧知多市清掃センターにおいて、土壤汚染状況調査を実施したところ、土壤汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同市に対し、土壤汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

1 報告内容

(1) 報告者

知多市

(2) 報告年月日

2026年3月5日（木）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県知多市北浜町^{きたはままち}11番18の一部

(4) 報告の根拠

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壤溶出量

次表のとおり、法に規定する土壤溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤溶出量 基準	基準超過 土壤検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
六価クロム 化合物	0.09mg/L (1.8倍) ^{注1}	0.05mg/L 以下	0～0.5m	1／98
ふっ素及び その化合物	2.2mg/L (2.8倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	0～0.5m	44／80

注1：（ ）内は土壤溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壤含有量

次表のとおり、法に規定する土壤含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤含有量 基準	基準超過 土壤検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注4}
鉛及び その化合物	730mg/kg (4.9倍) ^{注3}	150mg/kg 以下	0～0.5m	9／90
ふっ素及び その化合物	8,100mg/kg (2.0倍) ^{注3}	4,000 mg/kg 以下	0～0.5m	25／88

注3：（ ）内は土壤含有量基準に対する倍率を示す。

注4：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装若しくはコンクリート舗装又は不透水シートで覆われており、汚染土壤の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。また、関係者以外の立入りを制限するため、敷地境界にフェンス等が設置され、出入口に立入禁止看板が掲示されています。

2 今後の対応

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

知多市 環境経済部 ごみ対策課
住所：愛知県知多市南浜町 22 番地
電話：0562-55-0300

知多市 総務部 施設マネジメント課
住所：愛知県知多市緑町 1 番地
電話：0562-36-2691

4 調査対象地の概要

(1) 面積

8,895.44 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は埋立地であり、1973年から1981年まで、造船工場の敷地の一部として利用されてきました。その後、知多市が用地を取得し、1983年から2024年まで、知多市清掃センターの敷地として利用されてきました。現在は、未利用地となっています。

今回汚染が判明した各物質は、調査対象地内において取扱履歴は確認されていません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・ 六価クロム化合物

六価クロム化合物の毒性として、溶液にさわったり、非常に細かい粒子を含む蒸気を吸い込むことによって、手足、顔などに発赤、発疹が起こり、炎症が生じることが知られています。

また、鼻の粘膜やのどへも炎症が生じやすく、ひどくなると鼻中隔の内部の組織にまで炎症が及ぶことがあります。

・ 鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

・ ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/Lの濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)